

01. 楽天市場憲章・楽天市場出店規約

※出店後の店舗様向けの参考情報や関連するリンクについては削除しております

目次

- 1. 楽天市場憲章**
- 2. 楽天市場出店規約**
- 3. 料金体系のご説明**
- 4. 契約更新規約**

楽天市場憲章

法令および健全な商慣行の遵守

楽天市場および出店者は、楽天市場での取引において、関係する法令および一般的かつ健全な商慣行を遵守するものとします。出店者は、楽天市場において違法または公序良俗に反する商品を販売してはならないものとします。

人権への配慮

楽天市場および出店者は、すべての人々の人権を尊重し、個人の尊厳を守ります。出店者は、お客様の権利はもとより、取引先や製品の製造販売過程に携わる労働者の公平で安全な労働環境などステークホルダーの権利を促進し、差別やハラスメント、児童労働、強制労働などの人権侵害、またはこれを加担・助長しないものとします。

安全・快適なショッピングコミュニティの発展

楽天市場は、安心、安全で楽しいお買い物の場を提供し、維持するため、楽天市場は出店者に向けてこの憲章、規約、ガイドライン等を設定しています。出店者は、これらを遵守して楽天市場の取引に参加するものとします。

公正なモールの実現

楽天市場は、インターネットを通じて公正なモールを実現します。出店者は、楽天市場における取引を真摯に遂行するものとし、また、楽天市場において不正な利益を得てはならないものとします。

情報の適正な取り扱い

楽天市場は、法令および個人情報保護方針に則り、利用者の個人情報を取り扱います。出店者には取引に必要な限度でのみ個人情報が提供されます。出店者は利用者の個人情報を第三者に漏洩したり他の目的で用いてはなりません。

反社会的勢力の排除

楽天市場および出店者は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨みます。

持続可能な社会の実現への貢献

楽天市場は、社会・環境・経済へ与える負の影響を削減し、同時に E コマースプラットフォームを通じた社会課題の解決に取り組みます。出店者は、この取り組みにおいて楽天市場との協力・連携を進めるものとします。

2021年11月15日 最終改定

楽天市場出店規約

第1条（総則）

本規約は、楽天グループ株式会社(以下「甲」という)がインターネット上で運営するショッピングモール「楽天市場」(以下「モール」という)への「スタンダードプラン」および「メガショッププラン」での出店に関し、甲と出店申込者(以下「乙」という)との間の契約関係(以下「本契約」という)を定めるものである。

第2条（出店の申込）

1. 乙は、モールにおいて物品の販売および役務の提供(以下「販売等」という)をおこなうこと(以下「出店」という)を希望する場合、甲所定の方法により申込をおこなわなければならない。
2. 甲は、前項の申込を承諾した場合、乙に対し、甲が管理するサーバ(以下「サーバ」という)内の乙の出店用のページ(以下「出店ページ」という)、販売等に必要となる甲所定のWEBサイトの枠組みおよびデータベースシステム、ならびにモールおよび出店ページを構成するソフトウェアを、乙が本規約および甲乙間で適用される他の規約、ガイドラインその他の合意事項(以下あわせて「本規約等」という)に従って使用することを許諾する。
3. 甲は、前項のホームページの枠組み、データベースシステムおよびソフトウェアについて、甲の判断により自由にその仕様を変更し、バージョンアップをすることができる。
4. 甲は、乙に対し、出店を承諾した場合、別途甲が定める「R-Mail 利用規約」に従い R-Mail サービスを、「RMS 全商品モバイル対応サービス利用規約」に従い RMS 全商品モバイル対応サービスをそれぞれ利用することを許諾する。
5. 乙は、甲が別途定める「楽天ポイント利用規約」および「楽天スーパーアフィリエイト利用規約(出店者向け)」に従い、楽天ポイントプログラムおよび楽天スーパーアフィリエイトプログラムに参加しなければならない。

第3条（届出事項）

1. 乙は、第2条の申込に際し、以下の事項およびそれらを証明する資料を甲が指定する方法で甲に届け出るものとし、以下の事項に変更がある場合および甲が必要と判断した場合にも同様とする。届出がなかったことによる損害は乙の負担とする。
 - ア 商号(屋号)、代表者名および住所
 - イ 取扱商品および役務
 - ウ 出店についての責任者(以下「管理責任者」という)の氏名、電子メールアドレス、電話番号
その他甲所定の事項)
 - エ 代金の決済方法
 - オ その他甲が指定する乙の業務に関する事項
2. 甲が前項により届出のあった乙の住所に書面を郵送した場合には、乙の受領拒絶・不在その他の事

情で書面が到達しなかった場合または配達が遅延した場合でも、通常到達する時期に到達したものとみなす。

3. 甲が第1項により届出のあった乙の管理責任者の電子メールアドレス（以下「届出メールアドレス」という）に電子メールを送信した場合には、当該電子メールは乙が受信した時点または甲による送信後24時間の経過のいずれか早い時点に到達したものとみなす。
4. 甲が乙に対し、甲のサーバ内の甲所定のページに連絡事項を掲示した旨を届出メールアドレス宛に電子メールにより通知した場合、乙は、速やかに当該連絡事項の確認をしなければならず、乙による確認または当該電子メールが前項により到達したとみなされた時点から24時間の経過のいずれか早い時点に当該連絡事項は乙に到達したものとみなす。

第4条（権利の譲渡等）

1. 乙は、甲が事前に承諾した場合を除き、モールに出店する権利その他本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入その他形態を問わず処分することはできない。
2. 前項の承諾の手続については甲が別途定める所定の方法によるものとする。

第5条（出店ページの開設）

甲は、乙に対し、第2条第1項の申込を承諾した場合、サーバ内の甲が指定するURLに乙の出店ページを開設するとともに、出店ページにアクセスするために必要となるIDおよびパスワードを発行する（出店ページの開設日を以下「アカウント発行日」という）。

第6条（コンテンツの表示）

1. 乙は、出店ページ上に、甲の定める規格に従い、販売する商品ないし提供する役務（以下「商品等」という）についての情報等（以下「コンテンツ」という）をアカウント発行日から合理的期間内に制作する。
2. 乙は、前項のコンテンツの制作にあたり、次の事項を遵守する。
 - (1) 第18条その他本規約等に反する表示をしないこと
 - (2) わいせつ、グロテスクその他一般人が不快感を覚える表示をしないこと
 - (3) 商品等に特定商取引に関する法律が適用されるか否かにかかわらず、同法11条および同法施行規則8条により表示を義務づけられた事項について表示すること
 - (4) 前号のほか、以下の事項について表示すること
 - ア 出店ページの管理責任者の氏名、電話番号および電子メールアドレス
 - イ 営業時間、定休日等
 - ウ 商品等についての問い合わせおよび苦情は乙宛におこなうべきこと
 - エ 甲指定のユーザー店舗評価ポイント画面
 - オ その他甲所定の事項
3. 甲は、第1項の規定に基づき乙の制作したコンテンツにつき審査をおこなうものとし、そのコンテンツがモールにふさわしいと認めた場合には、当該コンテンツを利用した出店を許可し、その旨を

乙に通知するとともに、当該出店ページをモール上に公開する。乙は当該通知を受領したときから、当該出店ページを利用して販売等をおこなうことができる。ただし、甲が最初の基本出店料の入金を確認できない場合はこの限りではない。

4. 乙は、出店後、第2項その他本規約等により認められる範囲内で、出店ページ上のコンテンツを改訂し、表示することができる。乙は、コンテンツについては、常に最新の情報をユーザーに提供するよう、定期的に更新をおこなう。
5. 甲は、乙の作成したコンテンツがモールにふさわしくないと合理的に判断した場合には、その内容および表示を変更することができる。この場合、第22条第1項の規定を適用する。
6. 乙が出店ページに登録可能な商品数（購入期間終了後の商品や倉庫の中の商品を含む）の上限は出店形態ごとに別表（※ライトプラン特約、プレミアムライトプラン特約、がんばれ！プラン特約あり）に定めるとおりとする。

第7条（販売方法）

1. 乙は、出店ページを閲覧した者から商品等の注文・問い合わせ等その他出店ページの利用があった場合には、その者（以下「顧客」という）との間で、商品等の送付、代金の決済その他販売に必要な手続きを直接行う。
2. 乙は、顧客との代金決済については、甲が別途定める「楽天市場決済基本規約」の定めに従うものとする。
3. 乙は、顧客に対し、取引の当事者は乙と顧客であり、販売等に伴う権利・義務は乙と当該顧客との間で発生することを明確に表示する。
4. 乙は、販売等をおこなうにあたり、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品および不当表示防止法、その他関係法令を遵守する。
5. 乙は、顧客との間で、商品等の不着、到着遅延、瑕疵その他の紛争が生じた場合、またはコンテンツに関し第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権もしくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、全て乙の責任と負担において解決するものとする。また、甲が顧客その他の第三者に損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、乙はその全額を甲に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を甲に支払う。
6. 甲は、乙と顧客その他の第三者との間の紛争について、乙の同意を得ることなく、当該顧客または第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助をおこなうことができる。

第8条（管理責任者）

1. 乙は、本契約に基づく出店および販売等をおこなうに際して、以下の義務を負う。
 - (1) 管理責任者および出店ページを利用した販売等に関与する者に対し、モールに関するシステムおよびその利用方法を十分理解させること
 - (2) 管理責任者に甲からのサポート等の連絡に利用するメールボックスを管理させること
2. 乙は、管理責任者を変更する際には、変更後の管理責任者の氏名を直ちに甲に対して通知するとともに、パスワードの変更手続をしなければならない。

第9条（著作権等）

1. 出店ページに掲載する著作物およびデータベースシステムに登録する著作物については、甲が制作したものは甲が、乙が制作したものは乙が、それぞれ著作権を有する。
2. 乙は、乙以外の第三者が著作権を有する著作物を出店ページに掲載またはデータベースシステムに登録する場合、事前に当該第三者から次に掲げる内容の許諾を受けなければならない。
 - (1) 乙が利用・改変すること
 - (2) 甲および甲のグループ会社（以下「甲ら」と総称する）が次項に定める範囲で利用・改変すること
 - (3) 出店ページを閲覧した者その他甲が認める第三者が本条第4項に定める範囲で利用・改変すること
 - (4) 甲らおよび甲が認める第三者が本条第5項に定める範囲で利用・改変すること
3. 乙は、甲らに対し、前二項の乙または第三者の著作物およびコンテンツ（以下「乙または第三者の著作物等」という）について、甲が乙の店舗、モール、他の甲らのサービスのプロモーション、楽天市場のOEM供給等のため、以下に定める媒体において、必要な範囲において楽天市場内または提携サイトからのハイパーアリンク、楽天市場のOEM供給等、甲が妥当と判断する方法により無償で利用・改変することを許諾する。なお、改変した範囲において、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。
 - (1) 甲らが運営するWEBサイト、アプリケーション
 - (2) 甲らが管理するSNSアカウント上の投稿
 - (3) 甲らが配信するテレビCM、新聞・雑誌等の広告
 - (4) 甲らが運営・参加するイベントで配布する印刷物、投影資料甲らの提携企業、甲らが提供するアフィリエイトサービスの参加者が運営するWEBサイト、アプリケーション
4. 乙は、出店ページを閲覧した者その他甲が認める第三者に対し、乙または第三者の著作物等について、甲が認める方法により、当該第三者が自己の管理するSNS等の媒体で利用・改変することを無償で許諾する。
5. 乙は、甲らおよび甲が認める第三者に対し、乙または第三者の著作物等について、甲が認める方法により、甲らのサービスまたはインターネットサービスの向上に関わる研究・開発の目的で利用・改変することを無償で許諾する。
6. 前三項の規定は、本契約終了後においても引き続きその効力を有するものとする。

第10条（業務委託）

1. 甲および乙は、自らの責任において業務の全部または一部を第三者に委託することができる。
2. 前項の場合、甲および乙は当該第三者に対し、顧客情報の管理を徹底するとともに本規約等を遵守させるものとし、当該第三者によるいかなる行為に対しても責任を負うものとする。

第11条（契約期間）※ライトプラン特約、がんばれ！プラン特約あり。

本契約の有効期間は、アカウント発行日から1年間（3ヶ月※）とする。ただし、以下各号の事由をす

べて満たした場合は、1年間（3ヵ月※）延長されるものとし、以後も同様とする。

- (1) 期間満了の1ヵ月前までに甲または乙の一方から解約の意思表示がない場合
- (2) 乙が、甲が別途定める「契約更新規約」に記載の条件を満たした場合

第12条（基本出店料）※ライトプラン特約、がんばれ！プラン特約あり。

1. 乙は、甲に対し、基本出店料として別表（※ライトプラン特約、プレミアムライトプラン特約、がんばれ！プラン特約あり）に定める出店形態ごとの金額を支払う。
2. 乙は、基本出店料の6ヵ月分を甲の定める期日までに前払いするものとする。ただし、最初の6ヵ月分の基本出店料については、アカウント発行日から20日以内に前払いするものとする。

第13条（システム利用料）

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づき乙が利用する甲のデータベースシステムの利用料、ポイントプログラム運営のためのシステム利用料ならびにモールにおける取引の安全性および利便性向上のためのシステム利用料（以下あわせて「システム利用料」という）として、本条に基づき算出される出店ページにおける販売形態（通常商品・RMS全商品モバイルなど甲所定の販売方法をいう。以下同じ）ごとの月間の売上高（以下「基準売上高」という）に、別表（※ライトプラン、プレミアムライトプラン特約、がんばれ！プラン特約あり）の料率を乗じた金額の合計額を支払う。
2. 基準売上高は、乙が登録した商品等の販売価格（消費税を含む）および送料の総額を基準として計算される。
3. 基準売上高は、顧客による商品等の購入日を基準日として、当月1日から当月末日までの期間について計算される。
4. 基準売上高は、計算対象となる月の翌月末日（以下「締め日」という）に確定する。乙は、締め日までの間、売上の変更または取消を甲所定の方法によりサーバに登録することができ、乙がこの登録をしたときは、当該変更または取消は基準売上高に反映される。乙は、締め日の翌日以降は、基準売上高を変更することができない。
5. 甲は、乙による前項の変更または取消の内容に疑義がある場合には、乙に対し、必要な説明および資料提供を求めることができる。
6. 月の途中で本契約が終了した場合であっても、基準売上高の締め日は、計算対象となる月の翌月末日とする。ただし、この場合、乙は、契約終了日の翌日以降は、基準売上高を変更することができない。
7. 基準売上高は、サーバ上のデータをもとに、甲が算定するものとする。乙は、毎月末日時点において、甲所定の方法により当該月の基準売上高を確認し、その内容に異議がある場合には、甲に対し、甲所定の期限までに、所定の方法によりこれを通知しなければならない。乙がこの通知をせず甲所定の期限が経過した場合には、基準売上高は、甲算定の数値で確定する。
8. 甲は、乙に対し、締め日の翌月末日までに、基準売上高により計算された対象月のシステム利用料を請求するものとし、乙は、甲に対し、締め日の翌々月末日までに、甲が定める方法によりこれを支払う。

- 乙が出店ページ上でまたは出店ページを端緒とする顧客とのやりとりにおいて、モール外での取引を行うよう誘導し、モール外での取引を行った場合、乙は、甲に対し、当該取引から生じる売上高についても、システム利用料を支払わなければならないものとする。

第15条（出店料等の支払い）

- 基本出店料、システム利用料、その他本契約に関する乙から甲に支払われる金銭（以下「出店料等」という）の支払いについて必要となる費用は、乙の負担とする。
- 乙は、出店料等の支払いを期限までにしない場合、甲に対し、当該期限日から完済日まで年利14.5%の遅延損害金を支払うものとする。
- 乙が甲に対して支払った出店料等は、途中で本契約が終了した場合、その他事由のいかんを問わず返還しないものとする。
- 甲が乙に債務を負担する場合は、甲は乙に対する債権の弁済期の到来の有無を問わず、いつでも当該債権と甲が乙に対して負担する債務とを対当額にて相殺することができる。
- 前項に規定する相殺権を行使するため、債権金額の確定に一定の期間を経過する必要があるときは、当該期間に限り、甲は乙に対する債務の弁済を留保することができるものとし、当該留保期間中、一切の損害金等は発生しないものとする。

第16条（顧客情報）

- 甲は、顧客の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、年齢、在学先・勤務先の名称・住所その他の属性に関する情報（以下「属性情報」という）およびモールにおける購入履歴その他モールの利用に関する情報（以下「利用情報」といい、属性情報とあわせて「顧客情報」という）の取りにつき、顧客から以下の承諾を得る。
 - 甲および顧客から顧客情報の共有につき許諾を受けた甲らは、メールマガジンの送付等、自己の営業のために顧客情報を利用することができる。
 - 乙は、顧客の属性情報および乙の出店ページにおける利用情報を、モールの出店ページ運営のために必要な範囲で利用することができる。
- 甲は、甲が管理する顧客情報につき、顧客のプライバシー保護およびモールの信頼性維持の観点から、乙に開示する種類、範囲等について、甲が適当と判断する制限措置を講じることができる。
- 乙は顧客情報（甲から開示された情報のほか出店ページの運営に関連して乙が直接取得した情報を含む。以下同じ）を、本規約によって認められかつ第1項により顧客の承諾が得られた範囲に限り、顧客のプライバシーおよびモール全体の利益に配慮して利用しなければならない。また、乙は、第三者に顧客情報を有償、無償を問わず漏洩・開示・提供その他取り扱わせてはならない。ただし、乙は、決済業務および配送業務を委託している決済業者および配送業者に対して、本条と同等の守秘義務を課した上で、代金決済および商品等の配送に必要な範囲で、顧客情報を開示することができる。
- 乙は、本契約終了後、甲が書面で特に承諾した場合を除き顧客情報を利用することはできない。また、乙は契約終了にあたって甲の管理下にある顧客情報を抽出してはならない。
- 乙は、乙が個人情報の保護に関する法律上の個人情報取扱事業者に該当するか否かを問わず、同法

- に定める個人情報取扱事業者としての義務等を遵守しなければならない。
6. 乙は、顧客情報の漏洩が楽天市場の信用を毀損する等、その他楽天市場全体に重大な影響を及ぼすおそれがあることを十分認識し、顧客情報の適切な保存および廃棄方法の確立、情報管理責任者の選任、従業員教育の実施等、顧客情報が外部に漏洩しないよう必要な措置をとらなければならない。万一、乙より顧客情報が他に漏洩した場合は、乙は、故意または過失の有無を問わず、これにより甲らにおいて生じた一切の損害および費用負担（顧客へのお詫びに要した費用および弁護士費用を含む）を賠償する責に任ずる。
 7. 第4項ないし前項の規定は、本契約終了後においても引き続きその効力を有するものとする。

第17条（守秘義務）

1. 甲および乙は、本契約期間中または契約終了後にかかわらず、本契約および本契約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項を第三者に漏洩・開示・提供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。
2. 甲は、前項にかかわらず、法令もしくは国の機関等により要請された場合または甲が、甲、顧客、他の出店者もしくは第三者の権利、財産の保護のためもしくはモールの運営のため必要と判断した場合、国の機関等または守秘契約を締結した提携会社に対し、乙に関する個人情報を含めた情報を開示、交換することができる。
3. 甲は、第1項にかかわらず、甲が、モールの運営もしくはグループ会社の事業運営のため必要と判断した場合、甲のグループ会社に対し、乙に関する個人情報を含めた情報を開示、交換することができる。

第18条（禁止事項）

1. 乙は、以下の行為をおこなってはならない。
 - (1) 法令の定めに違反する行為またはそのおそれのある行為
 - (2) 公序良俗に反する行為
 - (3) 日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準に違反する行為
 - (4) 消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
 - (5) 甲、他の出店者または第三者に対し、財産権(知的財産権を含む)の侵害、名誉・プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の不利益を与える行為またはそのおそれのある行為
 - (6) 第6条第3項の出店許可の前に出店ページを第三者に公開する行為（出店ページの宣伝広告およびそのURLの告知を含む）または出店ページを利用した販売等をおこなう行為
 - (7) モール外の店舗の宣伝、外部WEBサイトへのハイパーリンク、電話・FAX・電子メールなどを利用したサイト外取引についての優遇措置の表示、その他の方法により顧客をモール外の取引に誘引する行為
 - (8) モールの利用を通じて取得した電子メールアドレスに対し、R-Mail以外の方法により広告・宣伝を内容とする電子メールを配信する行為
 - (9) 本契約終了後に、モールの出店ページ運営に関連し取得したメールアドレスその他の顧客情報を利用する行為（広告・宣伝を内容とする電子メールの配信その他の勧誘を含むが、これに限

- られない)
- (10) 甲と同種または類似の業務をおこなう行為
 - (11) 甲のサービス業務の運営・維持を妨げる行為
 - (12) モールに関し利用しうる情報を改ざんする行為
 - (13) 有害なコンピュータプログラム、メール等を送信または書き込む行為
 - (14) サーバその他甲のコンピュータに不正にアクセスする行為
 - (15) 甲が別途禁止行為として定める行為
2. 乙は、法令により販売が禁止されている商品等、第三者の権利を侵害するおそれのある商品等、甲が別途販売禁止として乙に通知した商品等またはモールのイメージに合致しないと甲が判断した商品等の販売をすることができない。
 3. 乙が第1項に定める禁止行為をおこなった場合には、甲は、別途定めるガイドラインの規定等に従い、禁止行為の内容等に応じた違約金請求をおこなうことができ、乙は、違約金の支払いに直ちに応じなければならない。

第19条（パスワードの管理等）

1. 乙は、第5条に基づき甲から発行されたパスワードについて、第三者に知られないよう管理し、定期的に甲所定の方法によりパスワードの変更登録をおこなうなど、パスワードの盗用を防止する措置を乙の責任においておこなう。
2. 乙は、コンテンツの送信その他モールへのアクセスに際しては、甲所定の方法により、甲より発行されたIDおよびパスワードを入力しなければならない。甲は、コンテンツの送信その他モールへのアクセスについて、送信されたIDおよびパスワードがいずれも乙が登録したものである場合には、乙からの送信として取り扱うこととし、不正使用その他の事故等により生じた損害については一切責任を負わない。

第20条（サービスの一時停止）

1. 乙は、第2条第2項記載の甲が提供するサービス（以下「サービス」という）について、以下の事由により乙に事前に通知されることなく一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、サービス停止による基本出店料等の返還、損害の補償等を甲に請求しないこととする。
 - (1) 甲のサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
 - (2) コンピュータ、通信回線等の事故、障害による停止
 - (3) 甲、顧客、他の出店者その他の第三者の利益を保護するため、その他甲がやむを得ないと判断した場合における停止

第21条（出店停止等）

1. 甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当する場合には、乙の出店の停止、乙が表示したコンテンツの削除、出店停止理由の公表その他の必要な措置を取ることができる。この場合、乙は速やかに甲の指示に従い、改善措置をとらなくてはならない。なお、本条の定めは第26条に定める甲による本契約の解除・解約を妨げない。

- (1) 第26条第1項に定める事由が生じたとき
 - (2) 乙の店舗において商品等を購入した顧客から商品等の不着、到着遅延または返金等に関する苦情が頻発したとき
 - (3) その他甲が消費者保護の観点などから出店停止等の措置が必要と判断したとき
2. 前項に基づき乙が出店停止等の措置を受けている場合であっても、乙は、第12条ないし第14条に基づく基本出店料、システム利用料の支払義務を負うものとする。

第22条（免責）

- 1. 甲は、乙が出店に関して被った損害(サーバまたはソフトウェアの障害・不具合・誤動作、本契約に基づく出店ページの全部または一部の滅失、サービスの全部または一部の停止、乙の出店停止、顧客との取引等によるものを含むが、それらに限らず、またその原因のいかんを問わない)について、賠償する責を負わない。
- 2. 甲は、乙に対する事前の承諾なく、モールの仕様等の変更もしくは追加またはサービスの停止もしくは廃止を行うことができる。
- 3. 甲は、サーバに障害が発生した等の理由により、モールにおける乙の店舗運営に支障が生じると甲が判断した場合には、混乱防止のために必要となる措置を取ることができる。

第23条（付随サービス）

- 1. 乙は、本規約に基づくサービスに付随するサービス（以下「付随サービス」という）について、第5条に基づき甲が乙に対して発行したIDおよびパスワードを使用して甲所定の方法により契約の申込をすることができる。
- 2. 前項の当該申込に対して甲が承諾をしたときに当該付随サービスに関する契約は有効に成立する。
- 3. 付随サービスに関する事項で、付随サービスの規約に定めのない事項については本規約の規定を準用する。

第24条（乙による解約）※ライトプラン特約あり。

- 1. 乙は、アカウント発行日から1年を経過するまでは、甲に対し基本出店料1年分から既払いの基本出店料を控除した金額および解約日までのシステム利用料および付随サービスの利用料（以下あわせて「システム利用料等」という）を支払った上で、甲所定の手続きに従い解約の意思表示を行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2. 乙は、アカウント発行日から1年を経過した後は、解約日の1ヶ月前までに甲所定の手続きに従い解約の意思表示を行うことにより、本契約を解約することができる。この場合、乙は、解約日までの基本出店料を解約日までに、システム利用料等を甲が指定する期日までにそれぞれ支払うものとする。

第25条（出店プラン・出店形態の変更）

乙は、出店プランを変更することはできない。ただし、甲所定の方法により申込を行い甲が乙の出店プランの変更を承諾した場合、乙は甲所定の追加基本出店料を支払うことにより出店プランを変更するこ

とができる。（※ライトプラン特約、がんばれ！プラン特約あり）

第 26 条（甲による解除・解約）

1. 甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当した場合には、30日前に予告したうえで本契約を解除するとともに、直ちに乙の出店ページをモールおよびサーバから削除することができる。ただし第 26 条の 3 に規定する事由に該当した場合は、何らの催告なしに本契約を解除するとともに、直ちに乙の出店ページをモールおよびサーバから削除することができる。
 - (1) 本規約等に違反したとき
 - (2) 手形または小切手の不渡りが発生したとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始の申し立てを受け、または自ら申し立てたとき
 - (5) 前三号の他、乙の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (6) 解散または営業停止状態となったとき、または営業もしくは事業の全部または重要な一部の譲渡、会社分割、自らが消滅会社となる合併を決議したとき
 - (7) 株主構成、役員等の変動により会社の実質的支配関係が変化したとき
 - (8) 甲による連絡が取れなくなったとき
 - (9) 販売方法、取扱商品、その他業務運営について行政当局による注意または勧告を受けたとき
 - (10) 販売方法、取扱商品、その他業務運営が公序良俗に反しまたはモールにふさわしくないと甲が判断したとき
 - (11) アカウント発行日から 6 カ月以内に第 6 条 3 項に基づく出店（出店ページをモール上に公開する）許可がなされない場合（※ライトプラン特約あり）
 - (12) 契約名義の如何を問わず、過去に出店契約解除になった事実が確認されたとき
 - (13) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると甲が判断した場合
 - (14) その他甲が乙との出店契約の継続が困難であると判断した場合
2. 甲は、事由のいかんを問わず、1 カ月前までに書面で相手方に通知することにより本契約を解約することができる。このとき、甲は、乙に対し、契約期間等の諸事情を勘案し相応の金員の支払いを提示するものとする。
3. 乙が第 1 項各号の事由のいずれかに該当した場合には、乙は、甲からの通知催告等がなくても、甲に対する一切の債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとする。
4. 乙が以下の事由のいずれかに該当した場合には、甲からの請求によって、乙は、甲に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとする。
 - (1) 第 21 条第 1 項に基づく出店停止措置を受けている場合で、かつ、速やかに甲の指示に従った改善措置を行わずまたは行う見込みがない場合
 - (2) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合
5. 甲は、第 6 条 3 項に基づく出店（出店ページをモール上に公開する）許可をするまでは、乙から既に受領した基本出店料を返還することにより、本契約を直ちに解約することができる。
6. 第 1 項、第 2 項または前項により本契約が終了した場合でも、甲は、乙に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他乙に生じた損害につき一切責任を負わない。

第 26 条の 2 (反社会的勢力との関係を理由とする解除)

1. 甲は乙が次の各号の一つにでも該当すると判断した場合は、乙に何らの催告なく本契約を解除し、直ちに乙の出店ページをモールおよびサーバから削除することができる。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その他の反社会的勢力（以下あわせて「暴力団等」という）である場合、または過去に暴力団等であった場合
 - (2) 暴力団等が事業活動を支配する個人または法人であるとき
 - (3) 役員または従業員のうちに暴力団等に該当する者がある場合
 - (4) 乙（乙が法人である場合はその役員）が刑事事件によって逮捕もしくは勾留された場合または乙が刑事訴追を受けた場合
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、甲または顧客に対して、詐術、粗野な振舞い、合理的範囲を超える負担の要求、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合
 - (6) 甲または顧客に対し、自身が暴力団等である旨を伝え、または自身の関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えるなどした場合
2. 第 26 条 3 項および 5 項の規定は、前項により甲が本契約を解除した場合に準用する。

第 26 条の 3 (無催告解除・解約)

1. 甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除するとともに、直ちに乙の出店ページをモールおよびサーバから削除することができる。
 - (1) 乙が反復して出店規約及びその関連規約・ガイドラインに違反する行為をした場合であって、当該行為によりモールの運営に支障を生ずるおそれがあると認められるとき
 - (2) 法令等により、解除をおこなう場合であって、速やかに解除をおこなう必要があると認められるとき
 - (3) サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第二百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第 28 条 1 項 3 号において同じ。）を確保するためまたは詐欺その他不正な手段を用いた侵害行為もしくは公の秩序もしくは善良の風俗に反することが明らかな行為に対応するため、速やかに解除をおこなう必要があると認められるとき
 - (4) 前各号のほか、特定デジタルプラットフォームの透明性および公正性の向上に関する法律およびその関連法令その他の法令に基づき事前予告を要しない場合
2. 第 26 条 3 項および 5 項の規定は、前項により甲が本契約を解除した場合に準用する。

第 27 条 (準拠法、合意管轄裁判所)

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲と乙との間で訴訟の必要を生じた場合は、訴額のいかんにかかわらず、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 28 条 (規約の変更)

1. 甲は、必要と認めたときに、15 日以上前に乙へ予告することにより、本規約および本規約に付随する規約の内容を変更することができる。ただし以下各号の事由に該当する場合、甲は乙へ予告なく

本規約および本規約に付随する規約の内容を変更することができる。

- (1) 内容の変更が極めて軽微なとき
 - (2) 法令等により内容の変更をおこなう場合であって、速やかに変更をおこなう必要があると認められるとき
 - (3) サイバーセキュリティを確保するため又は詐欺その他不正な手段を用いた侵害行為もしくは公の秩序もしくは善良の風俗に反することが明らかな行為に対応するため、速やかに変更をおこなう必要があると認められるとき
 - (4) 前各号のほか、特定デジタルプラットフォームの透明性および公正性の向上に関する法律およびその関連法令その他の法令に基づき事前予告を要しない場合
2. 本規約または本規約に付随する規約の変更については、甲が変更を通知（甲のサーバ内で乙がIDおよびパスワードでアクセスできる部分に掲示した場合を含む）した後において、乙が出店を継続した場合には、乙は新しい規約を承認したものとみなし、変更後の規約を適用する。

楽天プレミアムライトプラン特約

※新規およびプラン変更のお申し込みは受け付けておりません。

本特約は、「楽天市場」（以下「モール」という）への「楽天プレミアムライトプラン」（以下「本プラン」という）での出店の申込を行った者（以下「乙」という）と楽天グループ株式会社（以下「甲」という）との間の契約関係（以下「本契約」という）について、楽天市場出店規約（以下「出店規約」という）の特約を定めるものである。別表については、出店規約の規定は適用されず以下の規定が適用されるものとし、それ以外の条項については、出店規約がそのまま適用される。

※ 出店規約第6条6項（出店ページに登録可能な商品数の上限）、第12条1項（基本出店料）および第13条1項（システム利用料の料率）に定める別表については、「楽天プレミアムライトプラン別表」とおりとする。

楽天ライトプラン特約

※新規およびプラン変更のお申し込みは受け付けておりません。

本特約は、「楽天市場」（以下「モール」という）への「楽天ライトプラン」（以下「本プラン」という）での出店の申込をおこなった者（以下「乙」という）と楽天グループ株式会社（以下「甲」という）との間の契約関係（以下「本契約」という）について、楽天市場出店規約（以下「出店規約」という）の特約を定めるものである。本特約に規定する第11条、第12条、第24条、第25条、第26条1項(11)号および別表については、出店規約の規定は適用されず以下の規定が適用されるものとし、それ以外の条項については、出店規約がそのまま適用される。

第11条（契約期間）

本契約の有効期間は、アカウント発行日から1年間（3ヶ月※）とする。ただし、以下各号の事由をすべて満たした場合は、1年間（3ヶ月※）延長されるものとし、以後も同様とする。

- (1) 期間満了の1ヶ月前までに甲または乙の一方から解約の意思表示がない場合

(2) 乙が、甲が別途定める「契約更新規約」に記載の条件を満たした場合

第 12 条（基本出店料）

乙は、基本出店料の 3 カ月分を甲の定める期日までに前払いするものとする。ただし、最初の 3 カ月分の基本出店料については、アカウント発行日から 20 日以内に前払いするものとする。

第 24 条（乙による解約）

乙は、第 11 条の規定にかかわらず、甲に対し解約日までの未払基本出店料、システム利用料および付随サービスの利用料を支払うことにより、本契約を解約することができる。

第 25 条（出店プラン・出店形態の変更）

乙は、甲所定の方法により申込を行い、甲が乙の出店プランの変更を承諾した場合には、甲所定の追加基本出店料を支払うことにより、メガショッププランまたはスタンダードプランへの出店プラン変更を行うことができる。

第 26 条（甲による解除・解約）

1.(11)アカウント発行日から 3 カ月以内に第 6 条 3 項に基づく出店（出店ページをモール上に公開する）許可がなされない場合

※出店規約第 6 条 6 項（出店ページに登録可能な商品数の上限）、第 12 条 1 項（基本出店料）および第 13 条 1 項（システム利用料の料率）に定める別表については、「ライトプラン別表」のとおりとする。

がんばれ！プラン特約

本特約は、「楽天市場」（以下「モール」という）への「がんばれ！プラン」（以下「本プラン」という）での出店の申込をおこなった者（以下「乙」という）と楽天グループ株式会社（以下「甲」という）との間の契約関係（以下「本契約」という）について、楽天市場出店規約（以下「出店規約」という）の特約を定めるものである。本特約に規定する第 11 条、第 12 条、第 25 条および別表については、出店規約の規定は適用されず以下の規定が適用されるものとし、それ以外の条項については、出店規約がそのまま適用される。

第 11 条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、アカウント発行日から 1 年間（3 カ月※）とする。ただし、以下各号の事由をすべて満たした場合は、1 年間（3 カ月※）延長されるものとし、以後も同様とする。
 - (1) 期間満了の 1 カ月前までに甲または乙の一方から解約の意思表示がない場合
 - (2) 乙が、甲が別途定める「契約更新規約」に記載の条件を満たした場合
2. 本プランは期間限定の特別プランであり、甲は、本プランの廃止を決定することができる。この

場合、乙が前項の有効期間（有効期間が延長された場合は当該延長された有効期間をいう。以下同じ。）満了のときまでに第25条に基づき他の出店プランへの変更を行わないときは、前項但書にかかわらず本契約は延長されず、有効期間満了をもって終了するものとする。

3. 前項にかかわらず、甲が、本プランの廃止にあたり、総合的にみて本プランと同等またはより乙に有利な条件の他の出店プランに基づく本契約の継続を乙に提案した場合、乙は甲所定の方法により当該他の出店プランに基づく本契約の継続を希望しない旨の意思表示を行わない限り、当該他の出店プランに基づく本契約の継続を承認したものとみなし、有効期間満了と同時に当該他の出店プランに切り替えて本契約を継続更新するものとする。

第12条（基本出店料）

1. 乙は、甲に対し、基本出店料として別表に定める出店形態ごとの金額を支払う。
2. 乙は、12カ月分の基本出店料を、アカウント発行日から20日以内に前払いするものとする。ただし、第11条第1項但書による延長後の基本出店料については、6カ月分を甲の定める期日までに前払いするものとする。

第25条（出店プラン・出店形態の変更）

乙は、甲所定の方法により申込を行い、甲が乙の出店プランの変更を承諾した場合には、甲所定の追加基本出店料を支払うことにより、当該時点で甲が提供する他の出店プランへの変更を行うことができる。

以上

2022年10月31日 最終改定

附則

乙が甲に対し楽天ペイ（楽天市場決済）の利用を申し込み、楽天ペイ（楽天市場決済）基本規約に基づく契約を甲と締結した場合、本契約第7条第2項は以下のとおり読み替えるものとする。

第7条（販売方法）

2. 乙は、顧客との代金決済については、甲が別途定める「楽天ペイ（楽天市場決済）基本規約」の定めに従うものとする。

甲は、別途乙に対し指定する場合を除き、出店料等を楽天ペイ（楽天市場決済）基本規約に基づき乙に対して支払われる精算金から差し引いて受領するものとする。なお、甲は出店料等の支払期日後、最初に到来する甲から乙への精算金の支払日にこれを差し引くものとし、支払期日から最初の精算金の支払日までの間、本契約第15条第2項に定める遅延損害金を課さないものとする。乙は、甲の提供するチャージバック補償の適用を受ける場合、別途甲所定の書式に必要な情報を記入のうえ提出しなければならない。

別表 スタンダードプランおよびメガショッププラン 別表

登録可能な商品数と月額基本出店料（税別）

出店形態	商品数	月額出店料（税別）
スタンダード出店	50,000品目	65,000円
メガショップ出店	上限無し	130,000円

システム利用料

(1) データベースシステムの利用に関するシステム利用料

通常商品にかかるシステム利用料（税別）

平均バスケット単価	月間販売額						
	百万円迄分	2百万円迄分	3百万円迄分	5百万円迄分	1千万円迄分	3千万円迄分	3千万円超分
0～7千円	4.0%	3.0%	3.0%	2.8%	2.8%	2.6%	2.4%
7千円超～1.5万円		3.0%	2.8%	2.8%	2.6%	2.4%	2.4%
1.5万円超～2.5万円		2.8%	2.8%	2.6%	2.4%	2.4%	2.2%
2.5万円超～3.5万円		2.8%	2.6%	2.4%	2.4%	2.2%	2.2%
3.5万円超～5万円		2.6%	2.4%	2.4%	2.2%	2.2%	2.0%
5万円超		2.4%	2.4%	2.2%	2.2%	2.0%	2.0%

※平均バスケット単価とは、システム利用料の課金対象となる月間における通常商品売上高÷通常商品販売件数をいう。

RMS 全商品モバイル対応サービスにかかるシステム利用料（税別）

平均バスケット単価	月間販売額						
	百万円迄分	2百万円迄分	3百万円迄分	5百万円迄分	1千万円迄分	3千万円迄分	3千万円超分
0～7千円	4.5%	3.5%	3.5%	3.3%	3.3%	3.1%	2.9%
7千円超～1.5万円		3.5%	3.3%	3.3%	3.1%	2.9%	2.9%
1.5万円超～2.5万円		3.3%	3.3%	3.1%	2.9%	2.9%	2.7%
2.5万円超～3.5万円		3.3%	3.1%	2.9%	2.9%	2.7%	2.7%
3.5万円超～5万円		3.1%	2.9%	2.9%	2.7%	2.7%	2.5%
5万円超		2.9%	2.9%	2.7%	2.7%	2.5%	2.5%

(2) モールにおける取引の安全性および利便性の向上のためのシステム利用料（税別）

2020年06月30日 改定

プレミアムライトプラン 別表

※新規およびプラン変更のお申し込みは受け付けておりません。

登録可能な商品数と月額基本出店料（税別）

出店形態	商品数	月額出店料（税別）
プレミアムライト出店	5,000品目	52,000円

システム利用料

(1) データベースシステムの利用に関するシステム利用料

販売形態（通常商品・RMS全商品モバイル対応サービス等販売形態ごとに算出）ごとの月間の売上高に下記料率を乗じた金額の合計額とする。

通常商品にかかるシステム利用料（税別）

月間の売上高のうち50万円以下の部分	5%
月間の売上高のうち50万円超100万円以下の部分	4.5%
月間の売上高のうち100万円超500万円以下の部分	4%
月間の売上高のうち500万円超の部分	3.5%

RMS全商品モバイル対応サービスにかかるシステム利用料（税別）

月間の売上高のうち50万円以下の部分	5.5%
月間の売上高のうち50万円超100万円以下の部分	5%
月間の売上高のうち100万円超500万円以下の部分	4.5%
月間の売上高のうち500万円超の部分	4%

(2) モールにおける取引の安全性および利便性の向上のためのシステム利用料（税別）

月間の売上高	0.1%
--------	------

2024年03月29日 改定

ライトプラン 別表

※新規およびプラン変更のお申し込みは受け付けておりません。

登録可能な商品数と月額基本出店料（税別）

出店形態	商品数	月額出店料（税別）
ライト出店	5,000品目	52,000円

システム利用料

(1) データベースシステムの利用に関するシステム利用料

販売形態（通常商品・RMS 全商品モバイル対応サービス等販売形態ごとに算出）ごとの月間の売上高に下記料率を乗じた金額の合計額とする。

通常商品にかかるシステム利用料（税別）

月間の売上高のうち50万円以下の部分	5%
月間の売上高のうち50万円超100万円以下の部分	4.5%
月間の売上高のうち100万円超500万円以下の部分	4%
月間の売上高のうち500万円超の部分	3.5%

RMS 全商品モバイル対応サービスにかかるシステム利用料（税別）

月間の売上高のうち50万円以下の部分	5.5%
月間の売上高のうち50万円超100万円以下の部分	5%
月間の売上高のうち100万円超500万円以下の部分	4.5%
月間の売上高のうち500万円超の部分	4%

(2) モールにおける取引の安全性および利便性の向上のためのシステム利用料（税別）

月間の売上高	0.1%
--------	------

4. オプションサービス料金体系のご説明

2024年03月29日 改定

がんばれ！プラン別表

登録可能な商品数と月額基本出店料（税別）

出店形態	商品数	月額出店料（税別）
がんばれ！プラン出店	10,000品目	25,000円

システム利用料

(1) データベースシステムの利用に関するシステム利用料

販売形態（通常商品・RMS 全商品モバイル対応サービス等販売形態ごとに算出）ごとの月間の売上高に下記料率を乗じた金額の合計額とする。

通常商品にかかるシステム利用料（税別）

月間の売上高のうち50万円以下の部分	6.5%
月間の売上高のうち50万円超100万円以下の部分	6.0%
月間の売上高のうち100万円超500万円以下の部分	5.5%
月間の売上高のうち500万円超1,000万円以下の部分	4.5%
月間の売上高のうち1,000万円超の部分	3.5%

RMS 全商品モバイル対応サービスにかかるシステム利用料（税別）

月間の売上高のうち50万円以下の部分	7%
月間の売上高のうち50万円超100万円以下の部分	6.5%
月間の売上高のうち100万円超500万円以下の部分	6%
月間の売上高のうち500万円超1,000万円以下の部分	5%
月間の売上高のうち1,000万円超の部分	4%

(2) モールにおける取引の安全性および利便性の向上のためのシステム利用料（税別）

月間の売上高	0.1%
--------	------

2020年06月30日 改定

料金体系のご説明

「楽天市場」における料金体系について、利用必須の項目および店舗様からお問合せが多い項目をまとめました。

1. 出店料（必須）

※このほか、出店時に初期登録費用 6 万円（税別）が別途かかります。

※ご契約については自動更新となりますので、ご契約満了とする場合にはご契約期間満了 1 ル月前までに担当 EC コンサルタントまでご連絡ください。

(1) メガショッププラン

請求品目	メガショッププラン_出店料
根拠となる規約	楽天市場出店規約 第 12 条、別表
基本出店料（税別）	130,000 円/月（半年ごとの 2 回分割）
契約期間	1 年
登録商品数(R-Storefront)	無制限（初期値は 5 万商品）
画像登録可能容量(R-Cabinet)	無制限（初期値は 5GB/500 フォルダ） ※初期値からの上限変更をご希望の場合は、担当 EC コンサルタントへご依頼ください。
1 フォルダ内のファイル上限数 (R-Cabinet)	2,000

※登録商品数・画像登録容量が 100 万商品・100GB を超える場合には、別途相談となります。

(2) スタンダードプラン

請求品目	スタンダードプラン_出店料
根拠となる規約	楽天市場出店規約 第 12 条、別表
基本出店料（税別）	65,000 円/月（半年ごとの 2 回分割）
契約期間	1 年
登録商品数(R-Storefront)	20,000 商品
画像登録可能容量(R-Cabinet)	5GB/500 フォルダ
1 フォルダ内のファイル上限数 (R-Cabinet)	2,000

(3) プレミアムライトプラン

※新規およびプラン変更のお申し込みは受け付けておりません。

請求品目	プレミアムライトプラン_出店料
根拠となる規約	楽天市場出店規約 第12条、楽天プレミアムライトプラン特約、別表
基本出店料（税別）	52,000円/月（3カ月分一括）
契約期間	3カ月
登録商品数(R-Storefront)	5,000商品
画像登録可能容量(R-Cabinet)	500MB/100フォルダ
1フォルダ内のファイル上限数(R-Cabinet)	500

(4) ライトプラン

※新規およびプラン変更のお申し込みは受け付けておりません。

請求品目	ライトプラン_出店料
根拠となる規約	楽天市場出店規約 第12条、楽天ライトプラン特約、別表
基本出店料（税別）	52,000円/月（3カ月分一括）
契約期間	3カ月
登録商品数(R-Storefront)	5,000商品
画像登録可能容量(R-Cabinet)	500MB/100フォルダ
1フォルダ内のファイル上限数(R-Cabinet)	500

(5) がんばれ！プラン

請求品目	がんばれ！プラン_出店料
根拠となる規約	楽天市場出店規約 第12条、がんばれ！プラン特約、別表
基本出店料（税別）	25,000円/月 (契約開始時は1年分、2年目以降は半年ごとの2回分割)
契約期間	1年
登録商品数(R-Storefront)	5,000商品
画像登録可能容量(R-Cabinet)	500MB/100フォルダ
1フォルダ内のファイル上限数(R-Cabinet)	500

(6) 出店料のご請求時期ならびにお支払期限

ご請求時期：更新日の当月 10 営業日頃

お支払期限：更新日の翌月末

例) 更新日が 10 月 1 日の場合

- ・ご請求時期：10 月 10 営業日頃
- ・お支払期限：11 月 30 日



※プラン変更申請期限：更新日（課金開始日）15日前まで

※初回出店料請求のお支払期限：アカウントオープン日から起算し 20 日後まで

2. システムサービス（必須）

（1）から（4）の各出店プラン別システム利用料について、以下の記載事項は共通です。

■ 通常商品にかかるシステム利用料

店舗様が利用する楽天のデータベースシステムの利用料です。

請求品目	システム利用料_PC
根拠となる規約	楽天市場出店規約 第 13 条
システム利用料（税別）	基準売上高（月間販売額）×適用料率

■ RMS 全商品モバイル対応サービスにかかるシステム利用料

店舗様が利用する楽天のデータベースシステムの利用料です。

スマートフォン、タブレット端末、アプリからの購入が該当します。

請求品目	システム利用料_モバイル
根拠となる規約	楽天市場出店規約 第 13 条
システム利用料（税別）	基準売上高（月間販売額）×適用料率
参照ページ	どの端末で購入されたかを確認するには、受注データに紐づいた"利用端末コード"をご覧ください。

■ 通常商品および RMS 全商品モバイル対応サービスにかかるシステム利用料 共通

※基準売上高（月間販売額） = 販売価格（消費税を含む） + 送料

・店舗様原資クーポンの場合は差し引き後の売上高に対して課金されます。

・楽天原資クーポンの場合はクーポン金額分差し引き前の売上高に対して課金されます。

※平均バスケット単価 = (月間通常商品売上高) ÷ (通常商品販売件数)

※代金引換手数料が含まれている（「込」を設定している）場合、代金引換手数料にもシステム利用料が発生します。代金引換手数料を含まない（「別」を設定している）場合は、代金引換手数料に対してシステム利用料は発生しません。

(1) スタンダードプランおよびメガショッププラン システム利用料

※ 超過料金が 1,000 円に満たない場合は、次回出店料請求時にご請求いたします。

■ 通常商品にかかるシステム利用料

《適用料率》

平均バスケット単価	月間販売額						
	百万円迄分	2百万円迄分	3百万円迄分	5百万円迄分	1千万円迄分	3千万円迄分	3千万円超分
0~7千円	4.0%	3.0%	3.0%	2.8%	2.8%	2.6%	2.4%
7千円超~1.5万円		3.0%	2.8%	2.8%	2.6%	2.4%	2.4%
1.5万円超~2.5万円		2.8%	2.8%	2.6%	2.4%	2.4%	2.2%
2.5万円超~3.5万円		2.8%	2.6%	2.4%	2.4%	2.2%	2.2%
3.5万円超~5万円		2.6%	2.4%	2.4%	2.2%	2.2%	2.0%
5万円超		2.4%	2.4%	2.2%	2.2%	2.0%	2.0%

（例）月額 250 万円の売上で、 平均バスケット単価が 30,000 円の場合：

$$\text{システム利用料} \quad 100\text{万円分} \times 4\% \quad (40,000\text{円}) \quad + \quad 100\text{万円分} \times 2.8\% \quad (28,000\text{円}) \quad + \quad 50\text{万円分} \times 2.6\% \quad (13,000\text{円}) \quad = 81,000\text{円}$$

月間販売額 0円～ 100万円～ 200万円～ 250万円

■ RMS 全商品モバイル対応サービスにかかるシステム利用料

《適用料率》

平均バスケット単価	月間販売額							
	百万円迄分	2百万円迄分	3百万円迄分	5百万円迄分	1千万円迄分	3千万円迄分	3千万円超分	
0～7千円	4.5%	3.5%	3.5%	3.3%	3.3%	3.1%	2.9%	
7千円超～1.5万円		3.5%	3.3%	3.3%	3.1%	2.9%	2.9%	
1.5万円超～2.5万円		3.3%	3.3%	3.1%	2.9%	2.9%	2.7%	
2.5万円超～3.5万円		3.3%	3.1%	2.9%	2.9%	2.7%	2.7%	
3.5万円超～5万円		3.1%	2.9%	2.9%	2.7%	2.7%	2.5%	
5万円超		2.9%	2.9%	2.7%	2.7%	2.5%	2.5%	

(2) プレミアムライトプラン システム利用料

■ 通常商品にかかるシステム利用料

《適用料率》

月間の売上高のうち 50 万円以下の部分	5.0%
月間の売上高のうち 50 万円超 100 万円以下の部分	4.5%
月間の売上高のうち 100 万円超 500 万円以下の部分	4.0%
月間の売上高のうち 500 万円超の部分	3.5%

■ RMS 全商品モバイル対応サービスにかかるシステム利用料

《適用料率》

月間の売上高のうち 50 万円以下の部分	5.5%
月間の売上高のうち 50 万円超 100 万円以下の部分	5.0%
月間の売上高のうち 100 万円超 500 万円以下の部分	4.5%
月間の売上高のうち 500 万円超の部分	4.0%

(3) ライトプラン システム利用料

■ 通常商品にかかるシステム利用料

《適用料率》

月間の売上高のうち 50 万円以下の部分	5.0%
月間の売上高のうち 50 万円超 100 万円以下の部分	4.5%
月間の売上高のうち 100 万円超 500 万円以下の部分	4.0%
月間の売上高のうち 500 万円超の部分	3.5%

例：売上高 120 万円（通常注文のみ）の場合

50 万円×5.0% + 50 万円×4.5% + 20 万円×4.0% = 55,500 円（税別）

■ RMS 全商品モバイル対応サービスにかかるシステム利用料

《適用料率》

月間の売上高のうち 50 万円以下の部分	5.5%
月間の売上高のうち 50 万円超 100 万円以下の部分	5.0%
月間の売上高のうち 100 万円超 500 万円以下の部分	4.5%
月間の売上高のうち 500 万円超の部分	4.0%

(4) がんばれ！プラン システム利用料

■ 通常商品にかかるシステム利用料

《適用料率》

月間の売上高のうち 50 万円以下の部分	6.5%
月間の売上高のうち 50 万円超 100 万円以下の部分	6.0%
月間の売上高のうち 100 万円超 500 万円以下の部分	5.5%
月間の売上高のうち 500 万円超 1,000 万円以下の部分	4.5%
月間の売上高のうち 1,000 万円超の部分	3.5%

例：売上高 120 万円（通常注文のみ）の場合

50 万円×6.5% + 50 万円×6.0% + 20 万円×5.5% = 73,500 円（税別）

■ RMS 全商品モバイル対応サービスにかかるシステム利用料

《適用料率》

月間の売上高のうち 50 万円以下の部分	7.0%
月間の売上高のうち 50 万円超 100 万円以下の部分	6.5%
月間の売上高のうち 100 万円超 500 万円以下の部分	6.0%
月間の売上高のうち 500 万円超 1,000 万円以下の部分	5.0%
月間の売上高のうち 1,000 万円超の部分	4.0%

(5) モールにおける取引の安全性・利便性向上のためのシステム利用料

ユーザーに安心・安全・便利に楽天市場をお使いいただくためのシステム開発、ユーザー向け窓口の開設・運用、およびユーザー補償の拡充のための料金です。

※各出店プランに共通です。

請求品目	プラン共通_モールにおける取引の安全性・利便性向上のためのシステム利用料
根拠となる規約	楽天市場出店規約 第 13 条、別表
システム利用料（税別）	基準売上高×0.1%

※基準売上高 = 販売価格（消費税を含む）+ 送料

利用されているクーポン種別に関わらずクーポン値引き後の金額です。

(6) 楽天ポイント付与料

楽天ポイントの原資として月ごとにご負担いただく料金です。

※各出店プランに共通です。

請求品目	・プラン共通_ポイント付与料_PC ・プラン共通_ポイント付与料_モバイル
根拠となる規約	[楽天ペイ版]楽天ポイント利用規約（出店者向け） 第4条、(参考)
楽天ポイント付与料	1商品ごとのポイント付与料（100円あたり1ポイント（=1円））の合計額

※商品に送料、代金引換手数料が含まれている（「込」を設定している）場合、送料、代金引換手数料にも付与率が課金されます。

商品に送料、代金引換手数料を含まない（「別」を設定している）場合、送料、代金引換手数料に対して付与率の課金は発生しません。

※原資をご負担いただくサービスは、楽天会員登録を利用した購入（モバイル含む）になります。

※クーポンを使って値引きした分は、ポイントの付与の対象外となります。

(7) 楽天スーパーアフィリエイト

■ パートナーへの成果報酬

請求品目	スーパーアフィリエイト_成果報酬原資
根拠となる規約	楽天スーパーアフィリエイト利用規約（出店者向け） 第7条、別表3 ※
パートナーへの成果報酬（税別）	楽天スーパーアフィリエイト経由の売上×成果報酬料率（2%～4% 成果報酬料率一覧を参照）

■掲載されたリンクを経由した売上については、店舗様が設定された成果報酬料率に応じて、パートナーに成果報酬を支払います。 各パートナーへの成果報酬は、楽天から店舗様に一括してご請求し、楽天が支払を代行いたします。

■パートナーサイト経由で商品が購入された時点で、当該商品について設定されていた、楽天市場モールの商品ジャンルIDに対応する下記成果報酬料率が適用されます。

■楽天スーパーアフィリエイト経由の売上には、クーポン利用に伴い値引きした分は含まれません。

※月間成果報酬総額は、店舗様が登録した商品等の代金（消費税を含む）を基準として計算され、送料は含まれません。ただし、店舗様が送料を商品等の代金に含めて登録していた場合は、この限りではありません。

《成果報酬料率一覧》

商品ジャンル ID	料率	商品ジャンル ID	料率
ジュエリー・アクセサリー	4%	キッチン用品・食器・調理器具	3%
食品	4%	日用品雑貨・文房具・手芸	3%
インナー・下着・ナイトウェア	4%	本・雑誌・コミック	3%
水・ソフトドリンク	4%	インテリア・寝具・収納	3%
日本酒・焼酎	4%	ホビー	3%
靴	4%	サービス・リフォーム	3%
レディースファッション	4%	おもちゃ	3%
バッグ・小物・ブランド雑貨	4%	住宅・不動産	3%
メンズファッション	4%	車用品・バイク用品	2%
スイーツ・お菓子	4%	腕時計	2%
ビール・洋酒	4%	TV・オーディオ・カメラ	2%
美容・コスメ・香水	4%	パソコン・周辺機器	2%
ペット・ペットグッズ	4%	スマートフォン・タブレット	2%
医薬品・コンタクト・介護	4%	家電	2%
ダイエット・健康	4%	CD・DVD	2%
スポーツ・アウトドア	4%	楽器・音響機器	2%
花・ガーデン・DIY	4%	車・バイク	2%
キッズ・ベビー・マタニティ	4%	光回線・モバイル通信	2%
カタログギフト・チケット	4%	テレビゲーム	2%
上記以外			2%

■ システム利用料

アフィリエイト経由の売上に対してお支払いいただく成果報酬額に応じた料率で、システム利用料をお支払いいただきます。

請求品目	スーパーアフィリエイト_システム利用料
根拠となる規約	楽天スーパーアフィリエイト利用規約（出店者向け） 第9条、別表1
パートナーへの成果報酬（税別）	成果報酬×アフィリエイト利用料率

※楽天スーパーアフィリエイト経由の売上には、クーポン利用に伴い値引きした分は含まれません。

《アフィリエイト利用料率》

月間成果報酬原資合計額	アフィリエイト利用料率
300,000 円以下	30%
300,001 円～1,000,000 円	25%
1,000,001 円～5,000,000 円	23%
5,000,001 円～10,000,000 円	20%
10,000,001 円以上	15%

※アフィリエイト経由による売上のキャンセル処理は、翌月の月末前におこなってください。パートナーへの成果報酬の支払スケジュール上これを越えたキャンセル処理については、キャンセル処理がなかった金額としてのシステム利用料をご請求いたします。

(例) アフィリエイト経由の売上総額が4000万円で、アフィリエイト成果報酬料率が2%の場合

成果報酬	$4,000\text{万円} \times 2.0\%$ (アフィリエイト経由の売上) × (成果報酬料率)	= 800,000円
システム利用料	0円～ 30万円～ 80万円 30万円分×30% + 50万円分×25%	= 215,000円 (成果報酬) × (アフィリエイト利用料率)

■ アドバンス（有料オプション）利用料 ※アドバンスをご利用の場合のみ請求されます。

楽天スーパーAffiliate アドバンス（有料オプション）のご利用には、通常のスーパーAffiliate 成果報酬・システム利用料の他に、別途、月額の基本料金が必要です。基本料金（月額）は、ご利用の有無に関わらず発生いたします。

請求品目	スーパーAffiliate_アドバンスサービス料
根拠となる規約	楽天スーパーAffiliate利用規約（出店者向け） 第10条、別表2
利用料（税別）	基本料金（月額） 10,000円

※現在無料期間中となります。無料期間の終了時期は未定ですが、終了の際は週刊サポートニュースにて事前にお知らせする予定です。

※通常の楽天スーパーAffiliate成果報酬・システム利用料につきましては該当項目をご参照ください。

(8) R-Messe 利用料

請求品目	R-Messe_月額固定費
根拠となる規約	R-Messe 利用規約 第 9 条、別表
利用料	月額固定費（税別） <ul style="list-style-type: none"> ・メガショッププラン、スタンダードプラン：5,000 円 ・上記以外のプラン：3,000 円

※月額固定費は本サービスのご利用の有無に関わらず発生します。

※現在無料期間中となります。無料期間の終了時期は未定ですが、終了の際は週刊サポートニュースにて事前にお知らせする予定です。

3. 決済サービス（必須）

(1) 楽天ペイ（楽天市場決済）利用料

決済代行／入金サイクルの短縮化／不正検知強化／チャージバック保障拡充等、様々なサービスを提供するプラットフォームご利用料です。

■ 楽天ペイ利用料

請求品目	<ul style="list-style-type: none"> ・プラン共通_楽天ペイ利用料 ・プラン共通_楽天ペイ利用料_海外配送分
根拠となる規約	楽天ペイ（楽天市場決済）利用規約 第 21 条、(別添) 楽天ペイ利用料の計算式
楽天ペイ利用料（税別）	<ul style="list-style-type: none"> ・締め日の属する月の月間決済高等に応じて、料金テーブルの料率を乗じて算出された金額の合計額 ・月間決済高等のうち海外住所向け配送の決済高については、当該決済高に 0.4% を乗じた金額を、通常の利用料に対し加算いたします。
参照ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・[楽天ペイ（楽天市場決済）]利用料金 ・[楽天ペイ版]ショップクーポンガイドライン 5. システム利用料等について <p>※クーポンが利用された注文の楽天ペイ利用料</p>

《料金テーブル》

平均決済単価	月間決済高等								
	百万円迄 分	2百万円迄 分	3百万円迄 分	5百万円迄 分	1千万円迄 分	3千万円迄 分	1億円迄 分	5億円迄 分	5億円超 分
0～7千円	3.5%	3.4%	3.4%	3.3%	3.3%	3.2%	3.2%	3.0%	2.9%
7千円超～1.5万円		3.4%	3.3%	3.3%	3.2%	3.2%	3.0%	2.9%	2.8%
1.5万円超～2.5万円		3.3%	3.3%	3.2%	3.2%	3.0%	2.9%	2.8%	2.7%
2.5万円超～3.5万円		3.3%	3.2%	3.2%	3.0%	2.9%	2.8%	2.7%	2.6%
3.5万円超～5万円		3.2%	3.2%	3.0%	2.9%	2.8%	2.7%	2.6%	2.5%
5万円超		3.2%	3.0%	2.9%	2.8%	2.7%	2.6%	2.5%	2.5%

※[決済高]とは、楽天ペイにおいて決済が確定した、利用者による購買額の総額をさします。購買額とは、商品代金、のし・ラッピング代、送料、消費税を含み、クーポンの利用金額を除いた金額です。なお、楽天ポイントおよび楽天キャッシュ使用金額のほか、選択制決済手段により決済された購買額も[決済高]に含まれます。

※[月間決済高等]とは、各暦月1日から末日までの合計決済高および後払い決済手数料の合計をさし、[平均決済単価]とは、当該暦月において決済が確定した件数で月間決済高等を割って算出した金額をさします。

※後払い決済の手数料は、楽天ペイ利用料の月間決済高に含まれます。代引手数料は、商品価格と「別」で設定されているか、商品価格に「込」で設定されているかで変わります（「別」で設定されている場合は、含まれません。）。

※月間決済高等のうち、海外住所向け配送の決済高については、当該決済高に0.4%を乗じた金額を、通常の利用料に対し、加算いたします。

※対象取引の全部または一部の変更またはキャンセル等が生じた場合は、対象取引の変更等発生月の月間決済高等から、変更またはキャンセルされた金額を差し引きます。増額変更の場合は、加算されます（注文日から1年以内の変更またはキャンセルが対象です）。

※コンビニ決済で決済額（のし・ラッピング代、消費税を含みます）が50,000円以上の場合、コンビニ店頭は印紙税として200円、ゆうちょ/Pay-easyは印紙税相当額（手数料）として220円（税込）が発生し、実費負担となります。収入印紙にかかる費用はキャンセルの場合も発生いたします。なお、10日/25日締めの支払額から発生した収入印紙代は相殺されます。注文ごとの詳細につきましてはBill Payの支払明細をご確認いただけます。

4. オプションサービス

(1) R-SNS (アール・エス・エヌ・エス) 利用料

請求品目	R-SNS_月額固定費
根拠となる規約	R-SNS 利用規約 第 5 条、別表
月額固定費（税別）	3,000 円

■ LINE 公式アカウント利用料

請求品目	• R-SNS_LINE ライトプラン_月額固定費 • R-SNS_LINE スタンダードプラン_月額固定費 • R-SNS_LINE 追加メッセージ料金 • R-SNS_LINE プレミアム ID
根拠となる規約	LINE 公式アカウント特約 第 2 条、別紙
月額固定費（税別）	ライトプラン 5,000 円 スタンダードプラン 15,000 円
追加メッセージ料金（税別）	追加メッセージ配信数×単価 • ライトプラン 5 円/1 通 • スタンダードプラン ~3 円/1 通
プレミアム ID（税別）	1,200 円/年

※LINE 公式アカウント利用料については、利用店舗様のみ R-SNS 利用料に加えてご請求いたします。

(2) RMS 商品一括編集機能

請求品目	プラン共通_商品一括登録サービス
根拠となる規約	RMS 商品一括登録機能サービス利用規定 第 5 条
基本料金(月額)	10,000 円（税別）

※基本料金(月額) はご利用の有無にかかわらず発生いたします。

(3) R-Mail メール配信料

請求品目	R-Mail_配信料
根拠となる規約	R-Mail 利用規約 第 15 条、別表
R-Mail（含モバイルメール）メール配信料	1 円/通（税別）

※楽天指定の条件を満たしたリストで配信されたメールは、週 1 回に限って無料となります。

→ 具体的な条件、設定方法はこちらをご確認ください。

※ご利用月（1 日から末日まで）の配信料を翌月中旬にご請求いたします。

(4) 予約購入、定期購入、領布会サービス利用料

※プレミアムライトプランおよびライトプランでの出店店舗様は本サービスをご利用できません。

※本サービスに基づく商品等の取引は楽天会員限定です。

■ 月額利用料

請求品目	定期購入・領布会購入_月額固定料	
根拠となる規約	予約購入・定期購入・領布会サービス利用規約 第5条	
月額固定費（税別）	予約購入サービス	無料
	定期購入サービス	5,000 円
	領布会サービス	（両サービス利用の場合も、1サービスのみ利用の場合も同額）

※月額利用料はご利用の有無に関わらず発生いたします。

■ システム利用料

請求品目	定期購入・領布会購入_システム利用料
根拠となる規約	予約購入・定期購入・領布会サービス利用規約 第5条
システム利用料（税別）	基準売上高×料率 ※基準売上高＝本サービスを用いて取引される商品等の月間売上高

《料率》

予約購入サービス	楽天市場出店規約第13条第1項のシステム利用料と同じ料率
定期購入サービス	楽天市場出店規約第13条第1項のシステム利用料の料率に2%を付加した料率
領布会サービス	楽天市場出店規約第13条第1項のシステム利用料の料率に2%を付加した料率

(5) (RaCoupon) ショップクーポン発行時のシステム利用料

※プレミアムライトプランおよびライトプランでの出店店舗様は本サービスをご利用できません。

※本サービスに基づく商品等の取引は楽天会員限定です。

■ 月額利用料

請求品目	システム利用料_ショップクーポン
根拠となる規約	RaCoupon（ラ・クーポン）利用規約（出店者向け）第4条第7項、別記
月額固定費（税別）	50円/クーポン利用枚数（税別）
	※1カ月あたりの会員のショップクーポン利用枚数が

50 枚以下の場合はシステム利用料は発生しないものとします。51 枚以上利用された場合は、50 枚分を控除した会員のショップクーポン利用枚数分に対してシステム利用料を計算します。

※広告を伴うクーポンについては、一部請求対象から除外します。(詳細は店舗運営 Navi に記載)

※[RaCoupon (ラ・クーポン)] ショップクーポン料金プランも合わせてご確認ください。

2015 年 04 月 01 日 制定

2024 年 07 月 31 日 最終改定

契約更新規約

第1条（総則）

本規約は、楽天グループ株式会社(以下「甲」という)がインターネット上で運営するショッピングモール「楽天市場」(以下「モール」という)における甲と出店者(出店申込者を含む。以下まとめて「乙」という)との間の出店契約につき、楽天市場出店規約(楽天ライトプラン特約およびがんばれ！プラン特約も含む。以下併せて「出店規約」という)第11条2項に基づき、その更新について定めるものである。

第2条（対象となる出店者）

本規約の適用対象となる出店者は、以下各号のとおりとする。

- (1) 出店規約第5条に規定するアカウント発行日(以下単に「アカウント発行日」という)が
2021年3月31日以前の出店者
- (2) アカウント発行日が2021年4月1日以降の出店者

第3条（適用開始日）

本規約の適用開始日は、以下各号に定める出店者もしくは出店申込者につき、各号に定める日とする。

- (1) 前条第1号の出店者
2021年6月1日
- (2) 前条第2号の出店申込者
アカウント発行日

第4条（契約更新基準）

甲乙間の出店契約の更新基準は、以下各号の出店者もしくは出店申込者につき、各号に定めるとおりとする。

1. 第2条第1号の出店者

- (1) 2021年6月1日以降に訪れる出店契約の更新日の属する月の一日から12カ月間の流通金額が60万円以上。出店契約が更新された以降も同様とする。
- (2) 乙が前号で定める12カ月間(以下「対象期間」という)につき前号で定める更新基準を満たさなかった場合であっても、対象期間内に以下のいずれかの条件を満たしたときは、当該対象期間中に限り、前号の更新基準を満たしたものとみなす。

- ①E-learningコンテンツその他甲が指定する出店者支援目的の講座の受講を完了したとき
E-learningコンテンツの内容、受講完了の基準などの具体的な内容は甲が別途定める(ただし過去2回①の講座を受講したことがある場合を除く)
- ②甲が別紙「重要施策一覧」にて定める施策に出店契約更新月の前月末日時点で参画しているとき

③以上のほか、別途甲が指定した条件を満たしたとき

2. 第2条第2号の出店者

- (1) アカウント発行日の属する月の一日から数えて12カ月間の流通金額が10万円以上。その後出店契約が更新された後の1年目の更新基準は、更新日の属する月の一日から数えて12カ月間の流通金額が30万円以上とし、2年目以降の更新基準は、更新日の属する月の一日から数えて12カ月間の流通金額が60万円以上とする。
- (2) 乙が前号で定める12カ月間（以下「対象期間」という）につき前号で定める更新基準を満たさなかった場合であっても、対象期間内に以下のいずれかの条件を満たしたときは、当該対象期間中に限り、前号の更新基準を満たしたものとみなす。

①E-learningコンテンツその他甲が指定する出店者支援目的の講座の受講を完了したとき
E-learningコンテンツの内容、受講完了の基準などの具体的な内容は甲が別途定める（ただし過去2回①の講座を受講したことがある場合を除く）
②以上のほか、別途甲が指定した条件を満たしたとき

第5条（流通金額の定義）

前条第1項各号の流通金額とは、乙がモール上でオープンする店舗（以下「乙店舗」という）の対象期間における、乙店舗で販売する商品、役務の税込売上額をいう。ただし、以下各号の売上額は含まない。

- (1) 乙がモールにおいて複数のアカウントの店舗を運営する場合の、別アカウントの店舗に関するモールにおける売上額
- (2) 理由の如何にかかわらず、対象期間中の注文についてキャンセルされた注文にかかる売上額（対象期間終了後にキャンセルされた場合も含む）
- (3) 架空注文など不正行為によるものと甲がみなした注文にかかる売上額
- (4) 前各号のほか、更新基準を設けた趣旨に照らして、流通金額へ算入することが著しく不相当な注文にかかる売上額

第6条（禁止事項）

乙が以下各号のいずれかに該当した場合、甲は乙による出店規約違反とみなすことができる。

- (1) 本規約に違反した場合
- (2) 前条第3号および第4号の行為をはじめとする、更新基準として流通金額を設けた趣旨に反する行為を行った場合
- (3) E-learningコンテンツの受講テストのカンニング行為など、第4条第2項各号の条件を達成したとは認められない場合
- (4) 前各号のほか、前各号の場合であると同視できる場合

第7条（更新基準未達の場合）

1. 本規約に定める更新基準の未達成が確定した場合、甲は、30日以上前に予告したうえで、乙との

出店契約を解約することができる。ただし、特定デジタルプラットフォームの透明性および公正性の向上に関する法律およびその関連法令の規定に基づき事前予告を要しない場合は、予告なく解約することができる。

2. 乙は、更新基準の未達成が確定した場合であっても、前項の解約の効力発生日までに負う甲への債務については、支払義務を免れない。
3. 前項の支払いにより、解約後の期間にかかる月額出店料など、乙から甲への過払いが生じた場合、甲は、当該過払分について、甲が別途定める方法により乙へ返還する。ただし、この場合、甲は利息を付さないものとする。

第8条（規約の変更）

1. 甲は、必要と認めたときに、15日以上前に予告したうえで、本規約および本規約に付随する規約・ガイドライン（以下「規約等」という）の内容を変更することができる。ただし、特定デジタルプラットフォームの透明性および公正性の向上に関する法律およびその関連法令の規定に基づき事前予告を要しない場合は、予告なく規約類の内容を変更することができる。
2. 前項の規約等の変更後、乙が出店を継続した場合、乙は変更後の規約等を承認したものとみなし、変更後の規約等を適用する。

第9条（特例）

1. 本規約は、乙が、新型コロナウイルスなど感染症の拡大や、震災、豪雨、水害など自然災害など、乙の責めに帰すべき事由によらず休眠状態となった場合については、適用しない。
2. 乙が前項の休眠期間を終了し、乙店舗の運営を再開した場合、再開後初めて迎える契約更新日の属する月から数えて12カ月間を対象期間とし、本規約を適用する。

別紙 重要施策一覧

1. 甲が提供する出店者支援プログラム"NATIONS BASIC"または"Pre-NATIONS"を修了したとき
2. 楽天スーパーJISティクス、集荷・持込サービス、楽天特別運賃プログラム及びその他甲が指定する出店者向け物流支援施策のいずれかを導入したとき
3. 共通の送料込みラインを導入したとき

以上

2021年04月01日 制定

2023年06月30日 最終改定